

# 稲取高校の生活必携

---

## 1 稲高生5つの心得

- (1) 制服を正しく着用し、清楚な頭髪を心掛けよう。
- (2) 校内の環境美化に努めよう。
- (3) 元気の良い挨拶をしよう。
- (4) 活動の開始時刻を守ろう。
- (5) 部活動に打ち込もう。

## 2 生徒心得（抜粋）

### 第1章 校内生活

#### 1 登校・下校

- (1) 生徒は始業5分前までに登校すること。
- (2) 登校後より放課後までは校外に出てはならない。ただし、やむを得ない理由で外出する場合はHR担任の許可を受けること。
- (3) 下校時間は16:45とする。ただし、下校時刻延長の必要がある場合は担当教師の許可を受けること。(完全下校19:30)
- (4) 登下校時は、学校指定のバックを使用すること。

#### 2 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引

- (1) 病気その他やむを得ない理由で欠席・遅刻・早退する場合は、なるべく速やかに保護者からその旨を届け出ること。
- (2) 遅刻した場合は、遅刻カードを記入し、検印を受け、その時限の教科担当教師及びHR担任にその理由を申し出ること。
- (3) やむを得ない理由で欠課または早退する場合は、HR担任に連絡し許可を受けること。
- (4) 忌引の日数は下記の通りとする。  
父母（7日） 祖父母（3日） 兄弟姉妹（3日） 伯叔父母（1日）

#### 3 授業・試験

- (1) 授業は静粛かつ研究的であること。
- (2) 授業中入退室するときは、教科担当教師の許可を得ること。
- (3) 試験は公正真面目な態度で受けなければならない。不正行為は最も慎むべきことである。

#### 4 生徒会活動・部活動

- (1) 学校生活を民主的に、明るく楽しくするため、学校の指導の下に自由に健全な生徒会活動を活発に行うべきである。
- (2) 生徒はいずれかの部活動に所属しなければならない。
- (3) 部員は各自が自主的・協力的態度をとるようにする。
- (4) 対外試合、他校との交流に際しては、各自高校生としての自覚をもって行動すること。
- (5) 合宿にあたっては必ず担当顧問の監督を受ける。

## 5 校舎・校具の保全

- (1) 校舎・校具の取扱いは丁寧にし、使用後は必ず所定の場所に整頓しておくこと。特別に校具を使用する際は担当教師の許可を得ること。
- (2) 土曜日・日曜日その他休暇中、校内または校外の施設を使用する場合は、生徒保健課、担当教師に届け出なければならない。
- (3) 校舎・校具などを破損した場合は、速やかに係またはHR担任に届け出て指示を受けること。
- (4) 校内で火気を使用する場合は、必ず管理の担当教師に申し出て許可を受けること。
- (6) 校舎の内外は常に清潔にして整頓しておく。

## 6 放送・掲示・出版・集金

- (1) 放送や掲示、印刷物の編集発行の場合は、担当教師の許可を得て、生徒保健課に申し出ること。
- (2) 集会を催す場合は、その責任者・目的・日時・場所・人員を明らかにし、担当教員に許可を得ること。(校外の場合も同様)

## 7 携帯電話持込・使用について

- (1) 登校してから帰りのSHR終了時まで電源を切ってかばんの中に保管する。
- (2) 帰りのSHR終了時以降からは校舎外に限り携帯電話の使用を許可する。ただし、校舎内で携帯電話を使用するのに正当な理由がある場合は、担任や部活動顧問等の許可を得れば教員の監督下で使用することができる。
- (3) 上記(1)(2)に違反して携帯電話の使用や着信音があった場合は、預かり指導とする。
- (4) 預かり指導  
1回目 当日下校時に返却  
2回目以降 保護者来校の上、返却

## 第2章 礼儀

- 1 生徒としての品位を保たなければならない。
- 2 教師生徒及び生徒相互間においては常に礼を欠かさないこと。
- 3 校内で外来者に会った時は必ず挨拶をすること。
- 4 粗暴野卑な行動は慎むこと。
- 5 会合や儀式等では秩序を保ち静粛にすること。

## 第3章 服装

- 1 高校生らしい、端正、質素、清潔で授業を受けるのにふさわしい服装をすること。
- 2 通常は必ず制服を着用すること。やむを得ない理由で異装する場合は、異装許可願にその旨を記し、HR担任に届け出て許可を得なければならない。

### 3 制服規定

男子	<p>冬服 学校指定のブレザー又は指定セーター、スラックス、ワイシャツ、ネクタイを着用する。ただし、ブレザー着用時の指定セーター、指定ニットベストの着用は個人の判断に委ねる。</p> <p>夏服 学校指定のスラックス、半袖開襟シャツを着用する。</p> <p>移行期 学校指定のスラックス、ワイシャツ、ネクタイを着用する。ただし、指定ニットベストの着用は個人の判断に委ねる。 ※シャツ類の裾はすべてスラックスの中に入れること。 ※式典等指定する場ではブレザーを着用する。</p>
女子	<p>冬服 学校指定のブレザー又は指定セーター、スカート又はスラックス、ワイシャツ、リボン又はネクタイを着用する。ただし、ブレザー着用時の指定セーター、指定ニットベストの着用は個人の判断に委ねる。</p> <p>夏服 学校指定のスカート又はスラックス、半袖オーバーブラウスを着用する。</p> <p>移行期 学校指定のスカート又はスラックス、ワイシャツ、ニットベスト、リボン又はネクタイの着用。ただし、指定ニットベストの着用は個人の判断に委ねる。 ※スカート丈は、膝頭が見えない程度の長さとする。 ※シャツ類の裾はすべてスカート・スラックスの中に入れること。 ※式典等指定する場ではブレザーを着用する。</p>
<p>更衣の目安は、気温等により個人で判断する。 冬服：4月初～5月末、10月初～3月末 夏服：6月初～9月末</p>	

#### 4 ベルト（男子）

ベルト（男子）は学校指定（マーク付き）のものを着用する。

#### 5 靴下

靴下は白ソックスを着用する（ワンポイント可）。ただし、女子はくるぶしが隠れる長さから膝下10cm程度とする。

#### 6 防寒着（12月初～3月末）

マフラー、手袋の着用を認める。ただし、白、黒、紺、グレーなどの華美でない色のものを着用する。また、ストッキングの着用を認める。ただし、色は黒とする。

- 7 カバン  
カバンは男女とも学校指定のものとする。
- 8 通学靴  
男女とも通学靴は黒のローファー学生靴とする。ヒールの高い靴は認めない。
- 9 上履き  
上履きは学校指定のスリッパとし、氏名を記入する。なお、色は学年色とする。
- 10 頭髪
- |    |   |
|----|---|
| 男子 | 自然で清楚な髪型、ただし、目にかからないようにする。染色、脱色、パーマなどの加工等は一切禁止する。 |
| 女子 | 自然な髪型。ただし、目にかからないようにする。染色、脱色、パーマなどの加工等は一切禁止する。    |
- 11 装飾品等  
指輪、ピアス、バッジ、髪飾りなどの装飾品、化粧、マニキュア等の装飾は一切禁止する。

## 第4章 風紀

- 1 携帯品  
(1) 携帯品は質素を旨とし、学校生活に必要な品物は所持しないこと。  
(2) 所持品には必ず学年、組、氏名を記入すること。  
(3) 必要とされる金銭以外は学校に持参しないこと。  
(4) 生徒間での金銭の貸借は行わない。
- 2 紛失物・拾得物  
(1) 紛失物・拾得物は直ちにHR担任に届出ること。
- 3 男女間の交際  
(1) 男女はお互いの人格を尊重し、理解と協同に努める。  
(2) お互いに学生として恥ずべき行為は絶対しないこと。又誤解を招くような行動は避けること。
- 4 娯楽  
(1) 娯楽は健全なものを選び、飲酒店、娯楽場、学生として不適當な場所への出入りは禁止する。

## 第5章 校外生活

いかなる時、いかなる場合においても、本校生徒であることを自覚し行動すること。

- 1 心構え・留意事項  
(1) 人間関係においては人格を尊重し合うように心がけること。  
(2) 事故・事件等問題が生じた場合は、速やかに学校に連絡し、指示を受けること。
- 2 交通道德  
(1) 通学途上は高校生らしい態度を保ち、社会道德の率先実行に努める

こと。歩行の際は、交通規則を守り、正しく右側を歩くこと。

### 3 外出・外泊・旅行

- (1) 保護者にその目的、場所、帰宅時間等を明らかに告げて外出すること。
- (2) 夜間外出は極力避ける。
- (3) 外泊は原則禁止する。やむを得ない場合は保護者の承諾を得ること。
- (4) 保護者が同伴しない旅行は、保護者に日程、目的(地)、同伴者等を明らかに告げて許可を得ること。
- (5) 海外旅行は学校に届け出ること。

### 4 その他

- (1) 喫煙、飲酒、バイク・自動車の運転は禁止する。また、同席・同乗も禁止する。
- (2) 校外で事故を起こした場合は、直ちに学校に連絡する。
- (3) 家族の慶弔は学校に知らせる。
- (4) 祭典に参加する場合は、学校に届け出ること。

## 第6章 選挙運動、政治活動等に係る規定

- 1 選挙運動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- 2 校内（敷地内）での選挙運動や政治活動は禁止する。
- 3 放課後や休日等に校外（敷地外）で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒自らが判断して行う。なお、その活動が違法なもの、暴力的なもの、違法もしくは暴力的なものになるおそれが高いものには参加しない。特に、公職選挙法違反には十分注意する。
- 4 校外（敷地外）の選挙運動や政治活動に参加する場合の学校への届け出は不要である。

## 第7章 自動車免許の取得

- 1 原則として原動機付自転車、二輪車の免許の取得は禁止する。
- 2 普通車の免許は学校で定められた期日以降に取得すること。
- 3 合宿免許については許可しない。
- 4 教習開始の優先順位は、1 就職 2 進学の順とする。
- 5 授業日の通学は本校制服とする。ただし、実地教習に限り本校で定めた通学靴以外でも可とする。
- 6 仮免許は、自動車学校預かりとする。また、本検終了後、運転免許証は卒業まで保護者が管理する。運転はしない。
- 7 成績不振者について  
学習状況が不十分な者は教習を停止する。  
※成績不振者指導期間から追試験及び追認定試験終了まで
- 8 教習を受けられない日  
定期テストの実施日7日前（最終日は除く）からとする。
- 9 その他  
本校の「自動車免許取得に関する学校の規定」に従う。